

介護保険料のお知らせ

40歳～64歳の人（第2号被保険者）の納付方法
加入している医療保険（健康保険、共済組合、国民健康保険）の保険料（税）に、介護保険分を上乗せして納めます。

介護保険料を納めないと、どうなる？

- （例）
- 現在サービスを利用されている場合は、1年以上滞納すると、サービス費用をいったん全額支払わなければいけません。また、1年6カ月以上滞納すると、給付を受けられない場合があります。
 - これからサービスを利用する場合は、滞納期間に応じて利用者負担の割合が1割から3割に引き上げられたり、一定の負担額を超えた場合の払い戻し（高額介護サービス費の支給）が受けられなかったりする場合があります。

介護保険制度は、地域に住む高齢者が安心して暮らしていけるよう作られた社会保障制度です。介護サービスを受ける時、必要な費用の1割を負担することで利用できます。また、介護サービスに必要な財源の半分は、65歳以上の人（第1号被保険者）と40歳～64歳の人（第2号被保険者）が納める介護保険料で負担しています。

平成22年度の介護保険納入通知書・納付書は、7月中旬ごろにお届けします。

65歳以上の人（第1号被保険者）の納付方法

- 普通徴収…老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の年額18万円未満の人、年度中に65歳になった人、転入した人などで、納付書か口座振替で納めます。
- 特別徴収…老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金額が年額18万円以上の人で、年金支給月に介護保険料が天引きされます。

65歳以上の人の介護保険料一覧表

保険料段階区分	対象者	介護保険料額（年額）
第1段階 (基準額×0.5)	生活保護の受給者か、市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者	2万6100円
第2段階 (基準額×0.5)	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税対象年金収入+合計所得金額が80万円以下の人	2万6100円
第3段階 (基準額×0.75)	世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない人	3万9100円
第4段階 (基準額)	特例措置：世帯員に市町村民税課税者がいるが、本基準額：人は市町村民税非課税で、課税対象年金収入+合計所得金額が80万円以下の人	4万5900円
	世帯員に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で、上記の特例措置に該当しない人	5万2200円
第5段階 (基準額×1.15)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	6万円
第6段階 (基準額×1.25)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	6万5200円
第7段階 (基準額×1.5)	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上の人	7万8300円

介護保険料は、介護保険事業を運営するための貴重な財源です。きちんと介護サービスが受けられるよう、介護保険料は必ず納めましょう。



一緒に体を動かしてみませんか？

参加者募集中です
運動機能向上リハビリ教室（通称。パワリハ）
問地域包括支援センター
☎(40)3571

体の衰えは老化ではなく、運動不足からくる場合もあります。この教室では、週2回3カ月間、機器を使った運動を行います。足腰が弱って外出に自信がなくなった・膝腰痛で歩行がままならない・物忘れがひどくなったという人は、ぜひご参加ください。詳しくは、地域包括支援センターへ。

対象者 介護保険の認定を受けていない高齢者など

内容 機器を使ったトレーニングやストレッチ体操など

期間 7月12日(月)～9月30日(木)の毎週月・木曜日(全20回・送迎あり)

午前の部：午前10時～
午後の部：午後2時～

本年10月～平成24年3月移行期間です

公共施設の 減免基準を見直し

市では、行財政改革の取り組みの一環として、受益者負担の適正化による効率的な行政サービスを提供するため、本年10月から公共施設の減免基準を見直します。

使用料・手数料見直しの基本方針（概要）

公共施設は、その施設の利用者が等しく使用料などを負担して運用しなければならぬものですが、例外的にその負担を軽減する必要がある場合は、全額または一部を免除しています。

現在、市内の公共施設では、減免の適用範囲が広がる傾向にあります。このため、多くの公民館や体育施設、集会施設などで使用料（施設使用料・照明施設使用料・冷暖房使用料）が全額免除されています。この結果、表のように施設の管理運営経費に占める使用料の割合はぐくわずかととなり、施設の運営や維持管理経費は、ほとんどが税などの一般財源でまかなわれています。このことから、今回は①施設

の利用の対価として定めた使用料の意義を保ち、②特定のサービスを利用する人と利用しない人との均衡を考慮して市民全体の平等性を維持するという点を踏まえ、見直しをするものです。

基本的な考え方

- 原則として、条例に定めた使用料の全額納付を基本とします。
- 使用料の減免は、公益性があるもの・負担能力から支援が必要であるものを基準とし、個人の利益になる利用は減免対象としません。
- 照明施設と冷暖房使用料は、利用時間により利用者のみが利益を受けるものなので、原則として減免対象としません。

見直し後の減免基準

- 【全額免除】
- ①市の主催事業
 - ②利用者の半数以上が、児童（18歳未満）・障害者（介助者を含む）及び高齢者（65歳以上）のグループ
 - ③市の政策に沿った事業のための利用や、利用目的が利用者以外の市民の福祉の向上に寄与する活動など
- 【50%（半額）免除】
- ①市の共催事業
 - ②非営利団体が市民活動を活発にするために実施する講座・講習会・大

制度移行期間を設けます

本年10月1日から平成24年3月31日までを、制度移行期間とします。この期間は、施設使用料は規定の50%とします。ただし、照明施設と冷暖房の使用料は、規定金額を納付していただきます。

お問い合わせは施設担当課へ

10月からの公共施設使用申請や使用料の納付手続きは、各施設を管理する担当課にお問い合わせください。

表 施設管理運営費に占める使用料の割合（単位：万円）

年度	区分	公民館	体育施設	合計
20	施設管理運営費	5,899	5,264	11,163
	使用料収入額	44	131	175
	施設管理運営費に占める使用料収入の割合	0.7%	2.5%	1.6%
21	施設管理運営費	6,622	6,366	12,988
	使用料収入額	55	126	181
	施設管理運営費に占める使用料収入の割合	0.8%	2.0%	1.4%

使用料の割合は施設合計で2%弱。これは、施設の運営に100万円かかるとすると、98万円以上は税金などで負担していることとなります。